

報告第1号

専決処分の報告について

みやき町長の専決処分事項の指定に関する条例（平成29年みやき町条例第15号）第2条の規定により、別紙のとおり専決処分したので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第2項の規定により報告する。

平成30年 1月15日提出

みやき町長 末 安 伸 之

専決処分第7号

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

和解及び損害賠償の額の決定について

平成29年12月26日

みやき町長 末安伸 之



## 損額賠償に係る和解及び損額賠償の額の決定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 12 号及び第 13 号の規定により、法律上町の義務に属する損害賠償に関し、和解により次のとおり損額賠償の額を決定するものとする。

### 1 和解の相手方 略

### 2 事案の概要

平成 29 年 10 月 16 日午後 8 時頃、車の使用者である子がみやき町大字原古賀 5895 番 3 地先の町道西寒水切通線を西から北へ走行中、町道に穴（窪み）があることに気付かずに通過した際、自動車の左後ろのタイヤがパンクし、アルミホイールを損傷した事故である。

本件は、町道における管理の瑕疵に起因し発生した事故であり、町が相手方の損害額を負担することにより示談しようとするもの。

### 3 和解の内容

町は、相手方に対し、損害賠償金として 57,330 円を支払う。